

第4条（対価の支払及び時期）

甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する丙の初年度標準年収（税引前支給予定額をいい、各種手当等も含む）の30%相当額及びその消費税相当額を支払う。この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等必要な事項を別度の書面により確認するものとする。

2 乙が紹介した当該人材が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なを、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

3 乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から3カ月以内に限り、第1項に定める対価の2分の1を返却するものとする。

この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。